

松島町議会タブレット端末等貸借業務仕様書

1. 業務名

松島町議会タブレット端末等貸借業務

2. 目的

松島町議会（以下「発注者」という）の効率的で円滑な運営と災害等の非常における議会機能を維持するためペーパーレス会議システム（以下「会議システム」という）を搭載したタブレット端末を導入するもの。

3. 納入場所

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一 1 9 番地の 1

4. 履行期間（貸借期間）

令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年（2029 年）10 月 31 日までの期間（60 か月間）とし、会議システムの使用は、事前協議によるメンテナンス等の停止を除き、24 時間使用可能であることとする。ただし、受注者は、履行開始前にキッティング作業等及び通信環境設定並びにアプリケーションのインストール等の必要な設定を行い、令和 6 年 11 月 1 日の開始前までに納入すること。履行期間後は発注者のデータ消去作業を経て返却日を協議した上で受注者へ返却するものとする。

また、社会情勢等の特別な事情により納期が遅れる場合には、双方協議できるものとする。

5. 業務内容

(1) タブレット端末及び付属品基本仕様

以下のタブレット端末を調達し付属品とともに貸借期間前に納入すること。

なお、保護ケース、手書き入力用デバイス、両面保護フィルムについては購入とする。

①モデル	Apple 社製 iPadPro 12.9 インチ第 6 世代 Wi-Fi+Cellular モデル (新品)	
②台数	20 台	
③ストレージ容量	128GB 以上	
④筐体の色	指定なし。ただし、統一した同色とする	
⑤付属品	充電アダプタ	20 個
	充電ケーブル	20 本
	保護ケース	20 個 ①タブレット端末に合致し、画面液晶面を保護するカバーが付属するほか、手書き入力用デバイスを収納できるもの。 ②カバー部については、液晶面接触時に自動的にスタンバイモードに切り替わり、液晶面乖離時に自動

		的にスタンバイモードが解除されること。 ③色は別途協議とする。ApplePencilホルダー付きであること。
	手書き入力用デバイス	20本（参考品 ApplePencil 第2世代）
	画面保護フィルム	20枚 ①タブレット端末の画面を保護するものとして、衝撃吸収機能を備え、ペーパーライク仕様とする。 ②タブレット端末1台につき1枚の液晶保護フィルムを貼付すること。
	初期設定	初期設定に必要な事項は発注者と協議の上で、決定する。
⑥納入前作業	アプリケーションのインストール	発注者が指定するアプリケーションをインストールし、初期設定を行う。
	その他	①端末台帳を作成し、各端末及び付属品に管理番号等を記載したラベルを貼付する。 (端末ラベル見本) ※簡単に剥がれない素材 <table border="1" data-bbox="762 996 1417 1093"> <tr> <td>松島町議会 No. ** 管理者：松島町議会事務局 (R*. *. ~R*. *)</td> </tr> </table> ・付属品は各端末の管理番号と同じ番号とし、番号のみを貼り付けるものとする。 ②保護ケース、画面保護フィルムを貼付する。 ③通信サービスのSIMカードを挿入し、通信ができることを確認する。 ④故障時の修理代金、バッテリー交換代金及び端末紛失・盗難時等の代替端末について補償されるプランに加入されたものであること。
松島町議会 No. ** 管理者：松島町議会事務局 (R*. *. ~R*. *)		
⑦納入	納入に係る負担	①タブレット端末及び付属品を後述するマニュアルと併せて納入すること。 ②納入後に操作研修を実施すること。 ③タブレット端末を納入する際の搬入及び動作確認に要する経費は、原則受注者の負担とすること。

(2) タブレット端末の通信回線の提供

以下の仕様を全て満たす通信回線を提供すること。

①数量	20回線（内訳はタブレット端末と同じ）
②仕様	<p>①セルラー通信方式は LTE/5G に対応していること。インターネット回線（松島町又は松島町議会議員が管理するものを含む）に接続可能で、安定的に使用できること。</p> <p>②セルラー通信時のデータ通信容量は1回線あたり 5GB/月まで定額で使用可能であること。また、使用できるデータ通信容量は、同一契約回線内で自動的に分配できること。</p> <p>③データ通信に係る月額使用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であること。</p> <p>④回線ごとに仕様したデータ通信量の把握ができること。また、指定したデータ通信量に到達した場合、管理者に通知が届くこと。</p>
③提供に係る費用負担	データ通信に係る月額使用料を除く通信サービスの提供に係る事務手数料等は、発注者で負担する。

(3) 端末管理サービスの提供

1. 以下の仕様を全て満たす端末管理サービスを提供すること。

①数量	20回線（内訳はタブレット端末と同じ）	
②仕様	管理者機能	インターネットに接続されたパソコンを管理機として、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。
	管理機能	<p>①盗難、紛失時に管理者の捜査により遠隔操作で通信回線及びタブレット端末の使用を停止及び解除できること。</p> <p>②盗難、紛失時に管理者の操作によりタブレット端末の位置情報を把握できること。</p> <p>③管理対象端末のOSバージョン情報及びインストールアプリの情報を取得できること。</p> <p>④管理者の操作により管理対象端末へ一括してOSの更新、指定アプリのインストール及びアンインストールの実施ができること。</p> <p>⑤管理者の操作により、システムから管理不能になった端末を検知できること。</p> <p>⑥管理者以外による管理対象端末のOSバージョン更新や新規アプリケーションのインストール、アンインストールを禁止することができること。</p> <p>⑦AppleBusinessManagerへ参加させ、MDMの端末登録、管理対象端末のAppleIDを作成させること。</p>

2. 以下の仕様を満たすコミュニケーションサービスを提供すること。

①数量	20ユーザー（内訳はタブレット端末と同じ）
②仕様	①各ユーザー間及びグループで簡単にメッセージをやり取りできること。 ②端末にメッセージの着信を通知する機能を有すること。 ③メッセージの既読確認がユーザー別に行えること。 ④スケジュール管理機能を有すること。 ⑤掲示板機能を有すること。⑧安定的なサービス提供が見込めるとともに、強固なセキュリティ機能を有すること。
③参考品	L I N E W O R K S

（4）ペーパーレス会議システム

以下の仕様を全て満たす会議システムをタブレット端末へ搭載し、議会運営に支障ない設定をすること。

①数量	20ユーザー（内訳はタブレット端末と同じ）
②要件	①国内にデータセンターを設置するクラウド型のサービスであること。 ②会議資料をシステム上に登録した上で、タブレット端末及び通信回線を使用し、いつでも閲覧することができるシステムであること。 ③システムが有する機能は、本業務の特記仕様書のとおりであること。 ④システムのバージョンアップがある場合は、随時、無償で最新版を提供すること。
③初期設定の実施	タブレット端末へのアプリケーションのインストール等の初期設定をすること。また、ウェブブラウザを通じてパソコンから管理者システムへアクセス可能な状態とすること。
④搭載ソフト	富士ソフト株式会社製「MoreNOTE」

（5）タブレット端末操作研修の実施

タブレット端末納入後、以下のとおり操作研修を行うこと。

①研修の回数	納入後に2回実施することとし、開催日時及び場所は発注者と協議によって決定する。
②対象者	20名程度（松島町議会議員及び議会事務局職員並びに町執行部）
③内容	タブレット端末及び会議システムの基本操作、端末管理サービス使用に関することのほか、発注者と協議によって決定する。
④その他	①端末設定マニュアル、使用者マニュアル、管理者マニュアル等の手順書を作成し、必要な事項を記載すること。 ②マニュアルは議員向け、職員向け、管理者向けの3種類を用意し、PDF版電子データと併せて提出すること。（印刷部数は別途指示） ③マニュアルに基づいた操作をすれば支障なく簡単にシステムを使用することができる内容とすること。

(6) 保守、補償及び修理対応

- ①タブレット端末及び端末管理サービス、コミュニケーションサービス並びにペーパーレス会議システムに関する問い合わせ（又はサポート）先を指定すること。
- ②操作又は障害に関する問い合わせは、松島町の休日を定める条例（平成2年条例第16号）第1条に定める町の休日以外の午前9時から午後6時まで対応すること。なお、タブレット端末の紛失には24時間365日対応すること。
- ③受注者が提供するMDM機能を利用して、遠隔でアプリケーションの追加インストールや設定変更等をサポートすること。
- ④故障等対応は、問い合わせを受けた時間から原則2営業日以内に対応すること。
- ⑤タブレット端末には、水漏れ、全損、紛失、盗難、破壊及び故障（以下「故障等」という。）を補償範囲とする使用期間中の製品保証サービスを付与すること。
- ⑥故障等対応は故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリケーションの設定等の初期設定を実施すること。
- ⑦タブレット端末及び付属品の動作不良による不具合が発生した場合は、速やかに代替品と交換し、初期設定を行うこと。その際の費用は受注者の負担とする。
- ⑧故障等への対応に係る費用は全額負担すること。ただし、発注者の責めに帰すべき重大な事由がある場合にはこの限りでない。

(7) セキュリティ対策

- ①IDごとにパスワード等によるアクセス制御及び使用者権限の制御がなされていること。
- ②タブレット端末紛失及び盗難時は発注者からの連絡を受け、使用状況の監視、遠隔によるロック、使用中断及び初期化の対応を行うこと。
- ③第三者による不正使用又は情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

5. 請求及び支払方法

- (1) 請求の支払方法は、賃貸借料と初期設定費用は別で請求すること。
- (2) ID数分の総額が分かる一括請求を、毎月（毎年更新月）請求すること。その際に、各回線の通信料金、タブレット端末及びデータ通信量が確認できる一覧を添付すること。
- (3) 初期設定費用は、納入後に請求すること。

6. 納入場所・検査

納入期限（準備期間）	令和6年11月1日 ただし、発注者がタブレット端末の流通が不安定と認めるときは、契約締結後、改めて受注者と協議の上、納期を延長できるものとする。
納入場所	松島町議会事務局 宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1 松島町役場庁舎3階
検査	①タブレット端末の納入後において動作確認を受注者立会のもと行う。 ②検査において合格と認められない場合、受注者は別途指定する期日までに自らの負担で正常な物品への取替え又は設定するものとする。

7. 業務終了時の取扱い

- (1) タブレット端末の使用期間満了後は、発注者のデータ消去作業を経て返却日を協議した上で受注者へ返却するものとする。
- (2) 返却時の機器回収は受注者が行うこと。
- (3) 受注者は、タブレット端末内のデータを消去し、その証明書を提出すること。
- (4) 機器回収及びデータ消去に係る一切の費用は、受注者が負担すること。

8. 賃貸人の要件

- (1) 電気通信事業法（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号）第 9 条に規定された総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を賃貸人自ら、開設、運用しているものであること。
- (2) 本町からの連絡に対し、24 時間以内に到着できる距離に営業拠点又は事務所を有し、回線障害や発注者側の通信機器の障害等により通信障害が発生した場合は、速やかに回復するために調査、原因追及、復旧に協力すること。

9. その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、以下の関係法令を遵守すること。
 - ①電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及びこれに基づく政令並びに省令
 - ②松島町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）
 - ③松島町議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）
 - ④松島町財務規則（昭和 59 年規則第 5 号）
 - ⑤松島町情報セキュリティポリシー（平成 16 年 4 月 1 日策定、令和 5 年 6 月 30 日改定）
- (2) 本業務の全部を一括して第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、発注者へ申請承認を得ること。
- (3) 入札時には、入札内訳書（別紙）を提出すること。
- (4) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議に上、決定するものとする。

10. 本仕様についての問い合わせ先

松島町議会事務局

〒981-0215 宮城郡松島町高城字焔命院下一19番地の1

電話：022-354-5712

メール：gikai@town.matsushima.miyagi.jp

業務特記仕様書

松島町議会タブレット端末等貸借業務仕様書に特記すべきペーパーレス会議システムは、富士ソフト株式会社製「moreNOTE」を選定し、タブレット端末に搭載に関する要件に関する事項は、以下のとおりとする。

1. 基本機能

- ①クラウドサーバーに保存できるデータの容量は5GB以上であること。
- ②資料毎に、予め閲覧開始日時及び終了日時を分単位で設定できること。
- ③資料閲覧用のアプリが使用端末OSの最新のバージョンに対応していること。
- ④アプリでは、カレンダー形式で会議毎に資料を表示することができること。
- ⑤アプリで表示されるカレンダーは、月表示と日表示を切り替えることができること。
- ⑥オフライン環境での閲覧可能期間は、任意の期間を設定できること。
- ⑦アプリでは、ログインユーザーに対して閲覧権限のある資料のみが表示されること。
- ⑧アプリでは、閲覧権限のある資料の一括ダウンロードを待たずに資料の閲覧ができること。
- ⑨使用を許可された端末からのみ閲覧することができること。また、使用者毎に資料の閲覧権限を設定することができること。
- ⑩使用を許可されたIPアドレスのみ閲覧することができること。また、設定するIPアドレスは使用するアプリのOSごとに選択できること。

2. 資料閲覧機能

資料閲覧用アプリでPDF形式の資料を閲覧する場合、以下の要件を満たすこと。

- ①ページの特定位置を指し示すポインター機能があること。
- ②ページを拡大／縮小表示する機能があること。
- ③ページの特定期間に付箋を追加し、テキストを残すことができること。
- ④ページに対して手書きのメモ書きができること。また、手書きメモは自動的に保存されること。
- ⑤メモ書きの際は、ペンの種類や色、太さ等を自由に設定できること。
- ⑥ページに対して実施した手書きメモや付箋等の各種情報は、資料の差し替えが発生した際にも各種情報が維持されること。
- ⑦閲覧時に手書きメモを見るモードと手書きメモのない原本ファイルを見るモードを選択できること。
- ⑧手書きメモを実施した資料はPDFなどの印刷が可能な拡張子で出力できること。
- ⑨アプリではマーカーツールを使用することでPDFにマーカーを引くことができ、フリーハンドの縦線又は横線が、自動的に直線に補正されること。また、テキスト以外の場所（画像やグラフの上など）にもマーカーの直線補正が適用できること。
- ⑩アプリ上では資料の2ページ表示（見開き表示）ができること。
- ⑪二つの資料を同時に開くこと（画面分割機能）ができ、二つの資料が同じ場合でも、両方の資料に書き込みができ保存されること。
- ⑫タッチパネル上のピンチイン・ピンチアウト操作、又は画面上のボタン操作で資料の拡大縮小ができ、最大16倍まで拡大ができること。

- ⑬高速かつスムーズに任意のページに移動できるスライダー等の機能があること。
- ⑭資料内にしおり等の登録・解除ができ、登録ページに移動する機能があること。

3. 会議機能

- ①会議参加者に日時を指定した会議を登録することができること。
- ②会議には権限を与えられた参加者のみ指定された資料を閲覧することができること。
- ③会議の参加者は、自分の意思で同期モードと同期しないモードを選択できること。
- ④会議の発表者のページ操作は、参加者が操作をしなくても、画面が同期されること。
- ⑤アプリのすべての種類の画面同期において、会議の発表者と参加者どちらの状態でも現在画面同期に参加しているユーザーの一覧をリアルタイムで確認できること。
- ⑥発表者が操作する場合、資料表示やページ送り、ポインターなどの動作は、会議に参加している参加者のタブレット端末に、発表者画面と同じ画面が表示され、会議進行が出来ること。
- ⑦会議の発表者の手書きメモは、参加者のタブレット端末にも表示することが可能であること。
- ⑧同時に複数の会議を開催することが可能であること。

4. 管理

- ①使用にはユーザー認証が必要であること。
- ②資料の登録・削除などの管理者操作は、PCブラウザから操作できること。
- ③ダウンロード済みの資料は、あらかじめ定めた公開期間終了後に、タブレット端末から自動で削除されること。
- ④ユーザーの持つ権限により、アクセスできるフォルダー及び資料を制限することが可能であること。
- ⑤管理者によるパスワード変更が可能であること。
- ⑥管理者サイトでは、フォルダーや資料の登録画面とは別に、アプリのカレンダーに表示される会議を設定するための専用画面が用意されていること。
- ⑦会議のカレンダーを作成する際、既に登録済の資料のうちから各フォルダーを横断し必要な資料だけを選んで会議を作成することができること。
- ⑧過去に作成した会議情報は、意図的に削除しない限りカレンダーに表示され続け、参加者はいつでも資料を見返すことができること。
- ⑨管理者サイトでは、アプリでダウンロードした資料のページ数を紙の枚数に換算し、環境への貢献度や業務改善効果をシミュレーションすることができる機能があること。

5. セキュリティ

- ①アプリでは、端末には暗号化された状態で資料をダウンロードすることができ、アプリを通じてのみ復号化することが可能であること。
- ②端末認証・ユーザー認証をした端末のみが資料を閲覧することができること。
- ③管理者は使用者の端末をアプリ内の固有番号を用いて特定することができること。
- ④アプリでは、オフライン状態のまま7日間経過後に、オフラインでアプリにログインすると端末内に保存した全てのキャッシュデータを自動削除する機能があること。

(別紙)
入札内訳書

それぞれの単価については、60 か月の合計額とする。なお、単価は1 か月単位で割り切れる額とし、円未満が生じない額とする。

(単位：台、回線、ID、式、円)

NO	品名・企画	数量	総額	1 か月あたりの額
			税抜き 単 価	税抜き 単 価
	1～5の合計			
1	タブレット端末 計			
	①タブレット端末使用料	20		
	②通信回線使用料	20		
	③端末保守料（端末補償含む）	20		
	④MDM使用	20		
	⑤ユニバーサルサービス	20		
	⑥電話リレーサービス	20		
2	ペーパーレス会議システム 計			
	①会議システムライセンス	20		
	②クラウドサービス使用料	20		
3	付属品 計			
	①手書き入力用デバイス	20		
	②タブレット端末保護ケース	20		
	③画面保護フィルム	20		
4	初期設定料 計			
	①新規回線事務手数料	20		
	②タブレット端末初期キッティング料	20		
	③クラウドサービス初期設定料	20		
5	端末操作説明	1		